

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：12102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26820257

研究課題名(和文)小地域時系列犯罪統計に基づく「防犯まちづくり」の効果検証と評価目録の作成

研究課題名(英文)Examining the effect of CCTV in public streets: A study using small scale time series crime data in Japan

研究代表者

兩宮 護 (AMEMIYA, Mamoru)

筑波大学・システム情報系・准教授

研究者番号：60601383

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、2002年以降にわが国の大都市で活発に行われた防犯まちづくりの諸対策のうち、特に防犯カメラの設置事業に焦点をあて、犯罪への影響を検証した。具体的には、自治体による公共空間への防犯カメラ大規模設置事業の事例を対象に、同事業の取り組み実態を明らかにし、さらに、繁華街への防犯カメラの大規模設置事例を対象に、設置前後での犯罪情勢の変化を明らかにした。その結果、事業の内容は自治体により大きく異なること、特に防犯カメラ設置時における台数や箇所選定の決定過程や市民への説明の機会において課題があること、繁華街に設置された事例では、財産犯に効果が見られたことなどを明らかとした。

研究成果の概要(英文)：The recent years witnessed cases of large-scale installation of CCTV in public space by local governments. These cases are still at an early stage, and they were done using various methods. This study aims to examine the pioneers of these cases and provide an evaluation. The results made clear that the installation process of CCTV varies from municipality to another in terms of the subject leading the project and the concept of public relations to the citizen. In addition, the results showed that there could be a problem with the current CCTV installation process in terms of the decision-making process of installation scale and location, and accountability to the citizen. One case in the study conducted in Fukuoka showed that there is a high possibility that CCTV has decreased property crime. Finally, in this study the author discusses the installation and investment policy of CCTV based on the results mentioned above.

研究分野：都市計画

キーワード：犯罪 防犯カメラ 防犯まちづくり 効果検証 地方自治体

1. 研究開始当初の背景

わが国の刑法犯認知件数は、2012年には約140万件と大きく減少した。しかし、犯罪の減少傾向を、町丁目以下の小スケールの地区別で見ると、その減り方には地理的なばらつきがある。地区間の犯罪の時系列変化のばらつきの要因のひとつと考えられるのが、2002年以降、各地で盛んに行われた「防犯まちづくり」である。防犯まちづくりは地区を限定した取り組みであるため、それが行われた地区とそうでない地区との間で、犯罪の増減傾向に違いが生じた可能性がある。

2. 研究の目的

本研究では、2002年以降にわが国の大都市で活発に行われた防犯まちづくりの諸対策のうち、特に防犯カメラの設置事業に焦点をあて、犯罪への影響を検証した。具体的には、下記の二点を目的とした。

自治体による公共空間への防犯カメラ大規模設置事業の事例を対象に、同事業の取り組み実態を明らかにし、さらに、同事業の評価を行う。

防犯カメラの大規模設置事例を対象に、設置前後での犯罪情勢の変化を明らかにする。諸外国において防犯カメラの効果測定に用いられてきた方法論を援用し、防犯カメラ設置の効果について検討する。

3. 研究の方法

3 - 1. 自治体による公共空間への防犯カメラの大規模設置事業の実施実態と評価

(1) 防犯カメラ大規模設置事業の取組実態
対象事例

公共空間への防犯カメラ大規模設置を行った8市区を調査対象とした。

データ

対象8市へのヒアリング調査の結果を分析データとした。ヒアリング調査は、2015年7月～11月にかけて、防犯カメラを担当する部署に対して行った。

分析

ヒアリング項目ごとに各自治体の結果を比較することで、対象8市の特徴を明らかにした。また、関東・関西での防犯カメラ大規模設置に先鞭をつけた自治体を先進的な設置事例として取り上げ、より詳細な防犯カメラ設置事業の取り組み実態を明らかにした。

(2) 事業の評価

評価の枠組み

政策評価には、セオリー評価（事業で用いられた方法論が、事業目的に対して適切なものであったか）とインパクト評価（事業実施によって、状況への改善効果があったのか）がある。一方、防犯カメラの評価視点には、防犯カメラの設置により犯罪抑止効果が見られたのかという視点と、それが市民に受容されているかという視点が必要である。そこで本研究では、セオリー評価、インパクト評価それぞれにおいて、効果性（犯罪抑止効果

はあるか）と受容性（市民に受容されるものであるか）の視点を設定し、評価を行った。

データ

全8市を対象とするセオリー評価には、各自治体へのヒアリング調査結果及び提供された書類データを用いた。

市川市を対象とするインパクト評価では、犯罪統計と、カメラ設置前後の年に市川市が実施した社会調査の結果を用いた。

分析

(a) セオリー評価（全8市対象）

1) 効果性（犯罪抑止効果はあるか）

自治体による防犯カメラの設置台数・設置箇所が、犯罪分析に基づいて決められているものであるかを検討した。

2) 受容性（市民に受容されるものであるか）

防犯カメラ設置前に、市民への説明をどのような方法でどの程度行ったか、また、設置後に、防犯カメラ設置の事実をどのような方法で市民に周知しているかを明らかにした。

(b) インパクト評価（市川市対象）

1) 効果性（犯罪抑止効果はあるか）

市川市での防犯カメラ設置前後の年次における刑法犯認知件数の変化を、隣接する4自治体と比較した。罪種は、ひったくり、自転車盗、車両関連犯罪（自動車盗、オートバイ盗、車上狙い、部品狙いの合計）の3罪種とし、市川市の防犯カメラ設置事業実施前年の2007年を設置前、事業が完了した翌年の2011年を設置後として、変化を比較した。

2) 受容性（市民に受容されるものであるか）

既存の社会調査の結果をもとに、防犯カメラを認知した者とそうでない者とで、防犯カメラへの態度が異なるかの分析を行った。

3 - 2. 繁華街における防犯カメラ設置事例の効果検証

(1) 対象地域・対象カメラ

福岡県を代表する繁華街である博多・中洲・天神地区を対象とした。同地区には、警察・自治体・地元商店会等により、平成27年度時点において合計150台以上の防犯カメラが設置されている。今回は特に、博多・中洲地区に2012年1月に警察により設置された31箇所（42台）の防犯カメラと、天神地区に2010年2月に設置された25箇所（25台）の防犯カメラを効果検証の対象とした。

(2) データ

防犯カメラ

福岡県警察より提供された台帳記載の位置情報をGISデータとして分析に用いた。

犯罪

福岡県警察が保有する認知データを用いた。公共空間に設置される防犯カメラに犯罪抑止効果が期待されると考えられる罪種として、粗暴犯、ひったくり、自転車盗、車両関連犯罪（車上狙い、自動車盗、オートバイ盗、部品狙いの合計）を分析に用いた。分析対象期間は、各地区の防犯カメラ設置の前後1年間とし、防犯カメラが設置されている町丁目とそれに隣接した町丁目目で認知された

犯罪を分析の対象とした。

(3) 分析方法

まず、両地区に設置された防犯カメラの配置の特性を明らかにした。具体的には、防犯カメラ設置前の犯罪の地理的分布と防犯カメラ設置位置の地理的一致性を分析した。

次に、防犯カメラによる犯罪抑止効果を分析した。具体的には、以下の純効果(Net Effect: 以下 NE)を算出した。

$$NE = (A_{t0}/C_{t0}) - (A_{t1}/C_{t1}) \dots (1)$$

ここで、A:設置地区(Action area)の犯罪数、C:統制地区(Control area)の犯罪数、t0:設置前、t1:設置後である。

統制地区については、博多・中洲・天神地区と比肩しうる唯一の福岡県内の繁華街である北九州市の小倉駅南の一部を設定した。

また、犯罪の地理的転移(geographical displacement)を検討するため、地理的加重転移指数(Weighted Displacement Quotient: WDQ)を算出した。WDQは、以下の式(2)で算出される。

WDQ

$$= \frac{(B_{t1}/C_{t1}) - (B_{t0}/C_{t0})}{(A_{t1}/C_{t1}) - (A_{t0}/C_{t0})} \dots (2)$$

ここで、B:緩衝地区(Buffer area)の犯罪数である。

WDQの算出のための緩衝地区は、NEが最大となったときの防犯カメラからの距離を起点に、20m単位で緩衝地区をドーナツ状に複数設定した。

4. 研究成果

4-1. 自治体による公共空間への防犯カメラの大規模設置事業の実施実態と評価(□詳細は、村中ら(2016)を参照のこと。)

4-1-1 事業の実施実態

防犯カメラ設置の経緯

(a) 設置のきっかけ

具体的な事件(前橋市、高崎市、伊丹市)や、市民からの要望(市川市、大和市)、市長のマニフェスト(守谷市)などをきっかけとしながら、自治体が主導して設置を行ったものが多かった。一方、警察が設置を主導したのものとして大阪府の2市(箕面市、枚方市)があった。

(b) 設置の目的

ほとんどの自治体で「犯罪の抑止」や「安全の確保」を第一の目的としていた。副次的な目的として、「体感治安の向上」(市川市、大和市)、「事件事故の早期解決」(守谷市、高崎市)などが該当した。

(c) 具体的な数値目標

「犯罪の抑止」を目的とする自治体に数値目標を明確に定めているものはなかった。副次的な目的として「体感治安の向上」をあげる自治体(市川市、大和市)では、市民アンケートを実施し、市民の犯罪不安の変化などを測ろうとしていたが、この場合でも特に目

標は設定されていなかった。

(d) 防犯カメラを手段として選んだ理由

テレビ報道や、実際に犯罪が減少した事例を根拠とする自治体(箕面市、枚方市、前橋市、高崎市)と、ソフト面での防犯対策を補完するためカメラを導入した自治体(市川市、大和市、守谷市、伊丹市)があった。

(e) 参考にした事例

近隣自治体を参考にするものが多い(市川市、大和市、守谷市、枚方市、前橋市、伊丹市)。箕面市では、東京都の大規模設置を参考としていた。

事業の概要

(a) 事業スケジュール

完了までを単年度とするケースがほとんどである一方、単年度での設置サイクルを複数回行い、全体として複数年度にわたる設置事業を行っている自治体(市川市、守谷市、伊丹市)もみられた。

(b) 警察との協力状況

多くの自治体は設置箇所の選定の際に警察との協力を行っているが、全く行わなかった自治体(前橋市、高崎市)もある。箕面市では、防犯カメラの設置過程全体に渡り警察との協力関係が見られる。

(c) 設置場所種別

全般的には、通学路を中心とする道路沿いに設置する自治体が多い。箕面市では「通学路」という言葉を使うことで市民の同意を得やすくなったという意見も聞かれた。

(d) 予算額の内訳

防犯カメラをリースで整備した自治体(市川市、枚方市、前橋市、高崎市)と、購入した自治体(大和市、守谷市、箕面市)があった。防犯カメラの設置台数や性能などの条件の違いもあり、設置費用、運用費用ともに自治体間の差は比較的大きい傾向が見られた。

設置台数や設置箇所

(a) 設置台数の決定方法

設置総数や1校区あたりの台数が市長の意向で決められている自治体が多い(箕面市、前橋市、高崎市、伊丹市)。設置希望を出した自治会の数を設置台数とした自治体(市川市)や、予算総額からの逆算で台数が決まった自治体(大和市)、市の面積や設置候補箇所数によって台数が決まった自治体(守谷市)、警察からの提案を市が絞り込んで台数が決定された自治体(枚方市)もあった。

(b) 設置箇所の決定方法

警察の提案をもとに、市がその場所に実際に設置可能かどうかを検討して、最終的に設置箇所が決定されるというケースが多い(大和市、守谷市、箕面市、枚方市)。そのほか、自治会の希望をもとに設置箇所を決定する自治体(市川市、高崎市)もある。高崎市では設置箇所の選定を自治会に一任していた。

(c) 設置の障害となったこと

共架する公園の柱・街路灯の強度不足(市川市)や、田んぼ・線路の擁壁やカーブミラーによってカメラ専用ポールが設置できな

い(高崎市)といった問題で、予定と異なる箇所への設置になるケースも見られた。電柱の使用許可に関しては、許可を得るために時間がかかった自治体(箕面市)とスムーズにいった自治体(枚方市)があった。

カメラの運用

(a) カメラの性能

防犯カメラに期待される機能により、設置される防犯カメラの性能に大きな差異があった。防犯カメラの画質において、防犯カメラの設置は、設置事実を犯人に知らせることによる犯罪抑止が目的であるため、画質は粗くても良いという自治体(大和市、守谷市)がある一方で、捜査への貢献ができるように人の顔や車のナンバーまで見えるべきだとする自治体(箕面市、枚方市)があった。

(b) 性能を決める過程

防犯カメラの数を増やすことを重視し最低限の性能とした自治体(大和市、守谷市)がある一方で、警察で使用しているカメラと同等の高い性能を求める自治体(枚方市)もあった。職員が画像を確認してから性能を決定した自治体(箕面市、高崎市)もあった。

(c) 防犯カメラ設置の周知方法

小さな電柱看板やステッカーのみを設置する自治体(箕面市、枚方市、前橋市、高崎市、伊丹市)が多数となった。一方、より積極的に、大きなサイズで目立つ配色の看板を設置する自治体(大和市、守谷市)や、路上へのステッカー表示を行う自治体(市川市)もあった。各自治体とも防犯カメラ設置の事実は市の Web サイト上で周知を行っているが、防犯カメラの設置箇所については、積極的に公開する自治体(市川市、大和市)と、非公開とする自治体(守谷市、箕面市、枚方市、前橋市、高崎市、伊丹市)に分かれた。

(d) 画像の取り扱い

すべての自治体で警察などからの請求があった場合のみ開示する仕組みとなっていた。数台が防災用のネットワーク型カメラとして設置されている自治体(市川市、伊丹市)では、非常時にはライブ映像を取得する仕組みができています。撮影画像の保存場所については、市川市を除き、設置された防犯カメラ本体に保存されている。画像の複写に関しては、市職員のみ許可されている自治体(市川市、大和市、守谷市、箕面市、高崎市、伊丹市)もあれば、警察も取り出し可能とする自治体(枚方市)、警察のみが取り出し可能とする自治体(前橋市)もあった。

(e) 運用にかかる要綱

全ての自治体で要綱に基づき運用を行っていた。市川市では「防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例」を制定し、唯一条例レベルで運用ルールを担保している。

市民への対応

(a) 市民への説明

市民一般向けの説明会を行った自治体(市川市、伊丹市)と、自治会長など代表者や一部の近隣住民への説明のみを行った自治体

(大和市、守谷市、箕面市、枚方市、前橋市、高崎市)に分かれた。枚方市では、一般市民への説明会を開催すべき事は認識しているが、そのために時間がかかることを避け、最終的に代表者への説明をもって代えた。高崎市では防犯カメラ設置の一切を自治会に任せているため、近隣住民への説明に関しても防犯カメラ設置希望を出した自治会によって実施有無が異なる。

(b) 市民からの反応

市民からは、設置要望は多く寄せられるが、これまでに寄せられた反対意見や苦情は、プライバシーの侵害や地区のイメージ悪化を懸念したものが少数あるのみである。

(2) 取り組み先進事例の概要

市川市

市川市では、市民アンケートで要望の高さが示されたことを発端に、市主導で、犯罪抑止・体感治安の向上のために防犯カメラの設置が行われた。2008～2010年度にかけて、市内の道路・公園等に152台の防犯カメラが設置され、その初期費用(リース契約+ネットワーク構築)は3年計1億2596万8000円、運用費用は2668万6916円/年となっている。設置台数は、設置を希望する全自治会の数に合わせて決定された。設置箇所は、設置を希望する自治会に配布した調査票をもとに選定され、警察の意見を踏まえて、市が最終決定を行うかたちで決められた。設置当初は152台を一括管理するネットワーク型カメラとされたが、運用費用が高額なため、現在はスタンドアロン型カメラへの交換を順次進めている。防犯カメラ設置の周知は、電柱看板、路上ステッカー、広報紙、市の Web サイトで行っている。Web サイトでは、市内の全てのカメラの設置箇所を WebGIS で公開している。防犯カメラ設置時には、市内8地区の公民館を回り、一般市民(参加自由)への説明会を行った。

箕面市

箕面市では、箕面警察署長からの設置依頼を受け、他自治体を先導したいとの市長の思いもあり、犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置が行われた。2014年度に通学路に750台の防犯カメラが設置され、その設置費用は1億5000万円、運用費用は302万円/年となっている。設置台数は、当初市内の全14校区に約40台ずつ計600台としたが、カメラ単価が抑えられたため、予算内で各校区約50台ずつの750台に増やした。設置箇所は、警察が地図に候補箇所をプロットしたものを各校区の「青少年を守る会」の要望を踏まえた上で再度検討し、市が実際に設置することのできる電柱がある箇所に微調整するかたちで決定された。防犯カメラ設置の周知は電柱看板、広報紙、市の Web サイトで行われている。設置箇所の情報は、公開すると犯罪者にカメラの設置されていない場所の情報を与えてしまい、犯罪抑止効果に悪影響があるという考えから、公開されていない。事業開

始時にテレビなどメディアでの報道が盛んであったため、一般市民への周知は十分であると考え、一般市民向けの事前の説明会は開催されなかった。

4-1-2. 事業の評価

(1) セオリー評価 (全8市)

効果性 (犯罪抑止効果はあるか)

各自治体の防犯カメラ設置台数は、市長の意向や、自治会の要望の数、予算制約などから決定されており、犯罪の数や罪種別の構成比、犯罪の地理的分布や増減傾向などは根拠となっていない。設置箇所についても、自治会の要望や校区当たりの均等配分が重視され、犯罪の多いところに重点的に設置するという戦略をとる自治体はない。米国のガイドラインは、防犯カメラにより犯罪を減少させるためには、カメラ設置箇所の主な決定要因は犯罪の問題であるべきであり、ホットスポットの確認は必須であるとしている。本研究で明らかとした自治体の防犯カメラ設置戦略は、この観点からは問題解決にとって有効ではない可能性があると考えられる。

受容性 (市民に受容されるか)

各自治体の防犯カメラ設置前の説明会開催状況を見ると、6つの自治体では、自治会などの代表者や一部の近隣住民への説明のみで事前説明を完了している。また、防犯カメラ設置後の周知方法を見ると、市の広報紙、看板、市のWebサイトで防犯カメラの設置の事実の周知を行っている自治体は多いものの、現場では、小さな表示板の掲示にとどまっている自治体が多い。米国のガイドラインは、広報の成功は、防犯カメラの効果を高めるだけでなく、市民の体感治安の向上にも寄与するとしている。本研究で明らかとした防犯カメラの市民への説明は、自治体ごとのばらつきが大きく、自治体によっては不十分である可能性があると考えられる。

(2) インパクト評価 (市川市)

効果性 (犯罪抑止効果はあるか)

各罪種の認知件数を市川市と周辺4市とを比較した結果、市川市の減少率が周辺4市を上回った罪種は、車両関連犯罪であり、ひったくりと自転車盗では、大きな相対的減少は見られなかった。カメラ設置以外の各市の条件が統制されていないため、この結果のみから防犯カメラの独立した効果の有無を検出することは困難である。しかし、車両関連犯罪に対して防犯カメラの効果があるという事実は、他の地域を対象とする研究でも見出されており、市川市においても、防犯カメラの設置が車両関連犯罪減少の一因である可能性は高いと考えられる。

受容性 (市民に受容されるか)

回答に対する分散分析の結果から、防犯カメラ設置への賛否については、防犯カメラの認知有無にかかわらず、時間の経過とともに賛成の態度が高まったこと、地区イメージ悪化やプライバシー・画像流出の懸念といったネガティブな意見に対する態度は、防犯カメ

ラを認知した者は、時間の経過とともにより低く(つまり、防犯カメラに対してより肯定的に)なったことが示唆された。すなわち、市川市においては、防犯カメラは市民に受容されている可能性が高いと考えられた。

4-2. 繁華街における防犯カメラ設置事例の効果検証 (詳細は雨宮ら(2017)を参照のこと。)

(1) 防犯カメラ設置位置の地区間での差

博多・中洲地区と天神地区の間での防犯カメラ設置位置の違いを明らかにするため、両地区において、防犯カメラからの距離圏域別に、設置前一年間に両地区で発生した犯罪の何パーセントがその距離圏域でカバーされていたのかを算出した。その結果、博多・中洲地区の防犯カメラは、全ての罪種について、天神地区に比較して、従前に犯罪の多い場所に集中的に設置されたことがわかった。

(2) 防犯カメラのNE

博多・中洲地区では、粗暴犯を除く罪種で、概ねNEの値が正であり、防犯カメラ設置による効果が多く確認された。粗暴犯では、防犯カメラからの距離に依らず犯罪が増加しており、その増加傾向は、統制地区よりも顕著であった。粗暴犯と対照的に、ひったくり、自転車盗、車両関連犯罪では、防犯カメラからの距離によらず概ねNEは正であり、防犯カメラ設置による犯罪抑止効果が認められた。具体的に最も効果が見られた距離圏域は、ひったくりで260m、自転車盗で300m、車両関連犯罪で200mの圏域であった。特に自転車盗での効果は顕著であり、統制地区の同時期の自転車盗が増加するなか、設置地区では減少傾向であり、NEは1を超えていた。

博多・中洲地区とは逆に、天神地区では、全罪種で効果が認められなかった。同時期における統制地区の各罪種が減少するなか、天神地区では防犯カメラからの距離に依らず全ての罪種において犯罪が増加傾向であり、NEの値は常に負であった。

(3) 地理的転移の検討

NEが認められた博多・中洲地区のひったくり、自転車盗、車両関連犯罪について、WDQを用いて地理的転移について検討した。ひったくりでは、効果が見られた防犯カメラから260m圏域の外側140m圏域に転移が見られた。ただし、WDQの値は最も小さくても-0.33であり、設置地区で観測された効果を上回る転移ではなかった。140mを超える範囲では利益の拡散が見られた。自転車盗では、効果が見られた防犯カメラから300m圏域の外側では、今回設定した上限である200mの範囲まで、常に利益の拡散が認められた。最後に、車両関連犯罪では、効果が見られた防犯カメラから200m圏域の外側では、今回設定した上限である200mの範囲まで、概ね地理的転移が認められた。ただし、ひったくりと同様にWDQの値は-1を下回ることはなく、地理的転移の程度は、設置地区で見られた効果を上回るものではなかった。

以上の2つの研究成果より,2002年以降の犯罪減少の地区間のばらつきの一因として,とくに財産犯系の罪種において,防犯カメラの寄与の可能性が示唆された。しかし,カメラ導入のプロセスは科学的に妥当とはいえないケースもあり,今後の課題と考えられた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

1. 雨宮護・樋野公宏・柴田久(2017) 繁華街に設置された街頭防犯カメラの効果検証 - 福岡県警察犯罪予防研究アドバイザー制度に基づく分析 -, 都市計画報告集, 16, 採録決定, 査読無
2. 村中大輝・雨宮護・大山智也(2016) 地方自治体による公共空間への防犯カメラ大規模設置事業の取り組み実態と評価, 都市計画論文集, 51 巻 3 号, pp.357-364., 査読有
3. 藤本典志・雨宮護・大山智也(2016) 総合リユース店舗における万引きに関連する諸要因の検討, 地理情報システム学会講演論文集, 25, CD-ROM, 査読無
4. 土方孝将・雨宮護・糸井川栄一・梅本通孝・太田尚孝(2015) 地方都市における住宅侵入盗被害と地区特性との関連, 都市計画論文集, 50 巻 3 号, pp.824-831, 査読有

[学会発表](計13件)

1. Mamoru Amemiya (2016) Examining the effect of CCTV in public streets: A case study of two Japanese downtown areas, Poster Session, ASC Annual meeting 2016, New Orleans, LA, USA, November 16-19.
2. 村中大輝・雨宮護・大山智也(2016) 地方自治体による公共空間への防犯カメラ大規模設置事業の取り組み実態と評価, 日本都市計画学会第51回学術研究論文発表会, 東洋大学(東京都文京区), 2016.11.12.
3. 雨宮護(2016) 街頭防犯カメラの効果検証: 繁華街での事例分析, 第25回地理情報システム学会研究発表大会ポスターセッション, 立正大学(東京都大田区), 2016.10.15-2016.10.16
4. 藤本典志・雨宮護・大山智也(2016) 総合リユース店舗における万引きに関連する諸要因の検討, 第25回地理情報システム学会研究発表大会, 立正大学(東京都大田区), 2016.10.15-2016.10.16
5. 雨宮護(2015) 犯罪減少期における犯罪の地理的分布の年次変動: 2002~2014年における東京都の14罪種手口の分析, 東京大学空間情報科学研究センター全国共同利用研究発表大会「CSIS DAYS 2015」, 東京大学(千葉県柏市), 2015.11.20

6. 土方孝将・雨宮護・糸井川栄一・梅本通孝・太田尚孝(2015) 地方都市における住宅侵入盗被害と地区特性との関連, 日本都市計画学会第50回学術研究論文発表会, フェニックスシーガイアリゾート(宮崎県宮崎市), 2015.11.8.
7. 雨宮護・大山智也(2015) 犯罪減少期における犯罪の地理的分布の変動: 小地域時系列犯罪統計データを用いた分析, 第24回地理情報システム学会研究発表大会ポスターセッション, 慶應義塾大学(東京都港区), 2015.10.10-11.
8. Mamoru Amemiya and Nozomi Iwakura (2015) Differences in evaluations of the ease of breaking into houses between criminals and non-criminals: A Japanese case study, EDRA 46, Los Angeles, CA, USA, May 27-30 2015
9. 岩倉希・雨宮護・羽生和紀(2015) 犯罪者の環境認知と犯罪行動, 第8回日本環境心理学会, 駿河台大学(埼玉県飯能市), 2015.3.14
10. 土方孝将・雨宮護・梅本通孝・糸井川栄一・太田尚孝(2014) 住宅侵入盗被害率と被害宅の未施錠率に基づく地区分類 - 茨城県下5市の市街地を対象として, 東京大学空間情報科学研究センター全国共同利用研究発表大会「CSIS DAYS 2014」, 東京大学(千葉県柏市), 2014.11.22
11. 雨宮護(2014) 暴露人口を考慮したひったくり被害リスクの算出・可視化の試み: 「人の流れ」データを活用して, 東京大学空間情報科学研究センター全国共同利用研究発表大会「CSIS DAYS 2014」, 東京大学(千葉県柏市), 2014.11.21
12. 島田貴仁・高木大資・雨宮護(2014) 街頭防犯カメラに対する態度構造と社会的受容, 第55回日本社会心理学会大会(口頭発表), 北海道大学(北海道札幌市), 2014.7.26-27
13. 土方孝将・糸井川栄一・梅本通孝・太田尚孝・雨宮護・島田貴仁(2014) 住宅侵入盗被害傾向と被害宅未施錠傾向に関する研究: 茨城県下の市街地を対象として, 第7回日本環境心理学会, 白鷗大学(栃木県小山市), 2014.3.16

[図書](計1件)

- ・ 日本犯罪心理学会編(2016) 犯罪心理学事典, 丸善出版(第8章「犯罪・非行の予防」のうち「犯罪分析と警察活動」, 「防犯まちづくり」, 「住宅・公共空間の防犯対策」(雨宮護)を執筆)

6. 研究組織

(1)研究代表者

雨宮 護 (AMEMIYA, Mamoru)

筑波大学・システム情報系・准教授

研究者番号: 60601383